一般財団法人観光まちづくり佐伯会員規程

(目的)

第1条 定款第46条第3項に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯(以下「法人」という。)の会員に関し必要な事項を次のとおり定める。

(入会)

第2条 法人の会員になろうとする者は、書面で入会の申込みをし、いつでも入会することができる。

(公表)

第3条 法人は、会員の一覧を事務所備え置き及びインターネットの方法により公表する。 2 インターネットの方法による公表について、個人の会員に関しては、当該会員の希望 を受けて公表するものとする。

(退会)

第4条 会員は、退会届を理事長に提出し、いつでも退会することができる。

(除名)

- 第5条 会員が次のいずれかに該当したときは、理事長は、当該会員を除名することができる。
 - (1) 法令、法人の定款及び規程等に違反したとき
 - (2) 法人の名誉を傷つける行為又は法人に損害を与える行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があったとき

(会員資格の喪失)

- 第6条 会員は、第4条又は第5条の場合によるほか、次のいずれかに該当するときは、そ の資格を喪失する。
 - (1) 企業又は団体にあっては、解散したとき
 - (2) 個人にあっては、死亡または破産宣告を受けたとき

(会費)

- 第7条 会費は、通常会費と特別会費の2種とする。
 - 2 通常会費は、当分の間無料とする。
 - 3 特別会費は、法人が事業及び行事等(以下「事業等」という。)を実施する上で理事 長が必要と認めたときに徴収するものとする。
 - 4 特別会費の額、その徴収方法、その他必要な事項は、理事長が別に定める。
 - 5 会員は、前項で定められた特別会費を理事長が指定する期日までに納入しなければならない。
 - 6 既納の会費は、原則として返還しない。

(役務の提供)

第8条 会員は、法人が保有する資料及び情報等の提供を受けることができるほか、次項以外の事業等に参加することができる。

2 会員のうち特別会費を納入したものは、理事長が指定する事業等に参加することができる。

(部会)

- 第9条 複数の会員により構成する部会を置くことができる。
 - 2 前項の部会は、構成する会員の互選により部会長を置くものとする。
 - 3 部会に関する詳細は、部会において別に定め、業務執行理事に報告する。
 - 4 部会の会議等は、部会長が必要と認めたときに適宜開催し、部会長が総理するものとする。
 - 5 部会は、部会員の総意により、部会費を徴収することができるものとし、その場合の会費の額、徴収方法、その他必要な事項は、部会において定める。

(その他)

第10条 入会申込書その他の様式、その他必要な事項は、理事長が別に定める。 (改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、法人設立の日から施行する。